

山梨県警察オープンデータ利用規約

1 当ウェブサイト利用について

当ウェブサイトで公開している情報（以下「コンテンツ」といいます。）の著作権は、特記されていない限り、山梨県警察に帰属し、権利表記の記載がない限り公共データ利用規約（第1.0版）（PDL1.0）に準拠した利用条件の下で、利用することができます。

公共データ利用規約（第1.0版）（PDL1.0）のうち、本サイト独自の出典記載例や本ルール of 適用を受けないコンテンツ等サイトによって内容が異なる部分の情報については、「公共データ利用規約（第1.0版）（PDL1.0）に関する重要情報」を参照してください。

公共データ利用規約（第1.0版）（PDL1.0）に関する重要情報

1.1 出典の記載について

- (1) コンテンツを利用する場合は、出典を記載してください。出典の記載方法は以下のとおりです。

（出典記載例）

出典：山梨県警察ウェブサイト（当該ページの URL）

出典：「〇〇認知件数」（山梨県警察）（当該ページの URL）（〇年〇月〇日に利用）
など

- (2) コンテンツを編集・加工等して利用する場合は、上記出典とは別に、編集・加工等を行ったことを記載してください。なお、編集・加工した情報を、あたかも山梨県警察が作成したかのような態様で公表・利用してはいけません。

（コンテンツを編集・加工等して利用する場合の記載例）

「〇〇認知件数」（山梨県警察）（当該ページの URL）を加工して作成

「〇〇認知件数」（山梨県警察）（当該ページの URL）をもとに〇〇株式会社作成など

1.2 第三者の権利を侵害しないようにしてください

- (1) コンテンツの中には、第三者（山梨県警察以外の者をいう。以下同じ。）が著作権その他の権利を有している場合があります。

第三者が著作権を有している、又は第三者が著作権以外の権利（例：写真における肖像権等）を有しているコンテンツがある場合には、特に権利処理済みであることが明示されているものを除き、利用者の責任で、当該第三者から利用の許諾を得てください。

- (2) コンテンツのうち第三者が権利を有しているものについては、出典の表記等によって第三者が権利を有していることを直接的又は間接的に表示等しているものもありますが、明確に第三

者が権利を有している部分の表示等を行っていないものもあります。 利用する場合は、利用者の責任において確認してください。

- (3) 外部データベース等とのAPI（Application Programming Interface）連携等により取得しているコンテンツについては、その提供元の利用条件に従ってください。
- (4) 第三者が著作権等を有しているコンテンツであっても、著作権法上認められている引用など、著作権者等の許諾なしに利用できる場合があります。

1.3 個別法令による利用の制約があるコンテンツについて

コンテンツには、個別法令により利用の制約がある場合がありますので、注意してください。

1.4 本利用ルールが適用されないコンテンツについて

以下のコンテンツについては、本利用ルールの適用外です。

- (1) 組織や事業を表すシンボルマーク、ロゴ、キャラクターデザイン
- (2) 具体的かつ合理的な根拠の説明とともに、別の利用ルールの適用を明示しているコンテンツ

1.5 免責

- (1) 山梨県警察は、利用者がコンテンツを用いて行う一切の行為（コンテンツを編集・加工等下情報を利用することを含む。）について何ら責任を負うものではありません。
- (2) コンテンツは、予告なく変更、移転、削除等が行われることがあります。